

勤務時間実態調査結果報告

6月中旬から7月上旬にかけて行いました「勤務時間実態調査」へのご協力ありがとうございました。緊急かつ短期間の取り組みにもかかわらず、200名をこえる教職員の方から回答をいただくことができました。調査項目は10項目でしたが、今回は「超過勤務時間」及び「休憩時間取得の有無」について報告したいと思います。

45時間超 ⇒ 健康障害が起きる可能性が高い

↑ (厚生労働省通達) ↓

80時間超 ⇒ 脳・心臓疾患が起きる可能性が高い

超過勤務時間数

超過時間	人数
30分以内	6人
～ 60分	16人
～ 90分	29人
～ 120分	44人
～ 150分	35人
～ 180分	26人
180分以上	26人

(時間は一日の平均超過勤務)

超過勤務時間上位5名

- 1 ⇒ 324分
- 2 ⇒ 303分
- 3 ⇒ 246分
- 4 ⇒ 243分
- 5 ⇒ 236分

では、私たちがいたま市の教職員の実態はどうでしょうか。健康障害の発生率は、約4割に達しています。これは、厚生労働省の調査結果と比較すると、約2倍に達しています。これは、長時間労働による健康障害が、脳・心臓疾患を引き起こす可能性が高いことを示しています。長時間労働は、脳・心臓疾患を引き起こす可能性が高いことを示しています。長時間労働は、脳・心臓疾患を引き起こす可能性が高いことを示しています。

厚生労働省は、「時間外労働が月45時間を超えると健康障害が起きる可能性が高い」として、産業界に働きかけを行っています。また、産業界では、長時間労働による健康障害が、脳・心臓疾患を引き起こす可能性が高いことを示しています。長時間労働は、脳・心臓疾患を引き起こす可能性が高いことを示しています。

早急に 超過勤務の解消を

休憩時間の三原則

- ◇ 勤務の途中に与える
- ◇ 一斉に与える
- ◇ 拘束しない

私たち教職員は、上記の労基法に守られているでしょうか。今回の調査の結果で明らかのように、99%の教職員が労基法違反の中、働かされています。

この休憩時間は労働者である私たちが取るのではなく、使用者・管理者が労働者に与えなければならないものなのです。取らないで働いている労働者がいたら使用者・管理者は仕事を中止させて、休憩をとるようにしなければなりません。そうしない場合は、時間外勤務手当(残業手当)を支払い、なおかつ休憩時間を割り振らなければなりません。

休憩時間取得の有無

取得回数	人数
0回	137人
1回	20人
2回	6人
3回	6人
4回	0人
5回	1人

(週5日間で5回)
・振替も取得に含む

休憩は自分が勝手に取るのではなく、
管理者が与えなければならないもの

『映画チケットプレゼント』先着2名様

「初恋のきた道」「紅いコーリャン」チャン・イーモウ監督作品 「あの子を探して」 しかも
日 時：10月25日(土) ①14:30～16:20 ②18:00～19:50 都会
場 所：大宮ソニック小ホール
主 催：大宮シネサロン(623-3054川人・夜間のみ/前売1300円) 元気でいてね
申し込みは「さいたま市教組事務所」048-641-6763まで 迎えにいくから

さいたま市教組情宣

さいたま市
教職員組合
(埼教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saisikyouso@mx2.
et.tiki.ne.jp

2002.9.26(金)

No. 11

『第2回勤務時間実態調査』十一月実施

11月2日(木)の実態調査を行います。時期を交えること、1学期の調査結果をもとに「市教委」と交渉をしたいと思います。お忙しい中とは思いますが、再度ご協力をお願いいたします。